

# 千葉県自治会連合会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、千葉県自治会連合会と称する。

### (組織)

第2条 本会は、千葉県内各市町村を単位とする住民自治連合組織をもって組織する。

2 前項に規定する住民自治連合組織が結成されていない市町村にあつては、同項の規定に関わらず、本会の目的に賛同する単位自治会等を会員とすることができる。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、会長が所属する地区の事務局に置く。

### (目的)

第4条 本会は、住民自治組織が地方分権型社会における究極の基盤であることを鑑み、会員相互の連絡を密にし、広く情報と課題の共有を図り、もって住民自治の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治組織相互の連絡調整に関すること
- (2) 調査、研修、情報の交換に関すること
- (3) 関係官公庁、諸団体等との連絡調整に関すること
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること

## 第2章 役員

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

### (役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の中から互選により選任する。

2 理事は、各住民自治組織の中から、その代表者を含め2名あて選出する。

3 会計及び監事は、会長が指名し、総会の同意を得て承認する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたときは、理事会の議を経て、これを補充することができる。ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の会務にあたる。

- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

### 第3章 相談役

#### (相談役)

- 第10条 本会に対して特に功績のあった者(現職の自治(町)会長であるか否かを問わない)について理事会にはかり相談役に就任の依頼をすることができるものとする。
- 2 相談役の就任期間は2年とする。
  - 3 相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

### 第4章 会議

#### (会議の種類)

- 第11条 会議は総会、理事会及び執行部会とする。
- 2 総会は、毎年1回、原則として7月に会長がこれを招集する。ただし、理事会をもって総会とみなすことができる。
  - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき召集する。
  - 4 執行部会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、会長が必要と認めたとき召集する。
  - 5 会議の議長は、会長が務める。

#### (会議の成立等)

- 第12条 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 2 会議に出席できない役員は、あらかじめ議長あて委任状を提出することができる。委任状を提出した役員は、出席したものとみなす。
  - 3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

#### (会議の権限)

- 第13条 総会は次の事項を審議する。
- (1) 予算及び決算に関すること
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (3) 役員を選出に関すること
  - (4) 会則の改廃に関すること
  - (5) その他、特に必要な事項
- 2 理事会は、会の運営にかかる事項を審議する。
  - 3 執行部会は、会の執行にかかる具体的な事項を審議する。

### 第5章 会計

#### (経費)

- 第14条 本会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもってあて、負担金は、必要により別途、徴収する。

#### (会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第6章 雑則

#### (雑則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

# 令和3年度 全国自治会連合会 事業計画

自治会等地縁団体は、地方分権社会を形成する基盤となる包括的な住民自治組織であり、平穏で安らぎのある良好な地域社会の構築に向けて活動を展開し、行政との協働による魅力あふれるまちづくりを推進するなど、地域社会の発展に大きく寄与している。

特に、東日本大震災、熊本・大分地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風や令和2年西日本豪雨といった災害時においては、自治会等地縁団体が復旧復興に大きな役割を果たしてきた。

また、日常生活の中で、高齢者等がひとりでも安心して暮らせるコミュニティづくりの推進や、地域社会での安全安心ネットワークの構築についても、自治会等地縁団体が、中心的な役割を担い、大きな成果を挙げていることは、広く社会にも認知されている。

さらに、昨今の国難とも言うべき新型コロナウイルス感染症については、令和2年度には2回の「緊急事態宣言」が発出されるなど深刻な状況が続いており、本会としても、各地域が一丸となって「新しい生活様式」の実践による感染拡大防止に取り組む必要がある。

このようなことから、本会は、全国の自治会等地縁団体を束ねる連合組織として、地域住民の多様なニーズに的確に対応できるよう、会員相互の資質向上を図るとともに、全国の同志との交流を深め、なお一層の会員増強に取り組み、全国的な視野での情報交換や広報活動、要望活動を通じ、「誰一人取り残さない」SDGs（※）の基本理念のもと、地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりを図るため、以下の事業を推進する。

## 1 未加入都道府県及び都市への加入促進活動の推進

各ブロックにおける加入促進活動を強化し、全都道府県の加入を目指した効率的な加入促進活動を展開する。

なお、住民自治連合組織が結成されている都道府県が未加入であっても、当該都道府県内の市町村を単位とする住民自治連合組織で本会の目的に賛同するものを会員とすることについて弾力的な運用を図る。

## 2 ブロック活動の推進

各ブロックにおける連携活動を強化し、ブロック会議未設立の地域はブロック会議の設立を推進する。

## 3 地域防災活動への取り組み

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主防災組織を結成し、すでに自主防災組織がある地域では、地域の様々な活動と防災活動を組み合わせ、消防団や地域の様々な団体と連携して防災活動を推進する。

特に、防災対策については、地域の実情に即した「災害被害を軽減する活動」を展開する。

#### 4 会員の資質の向上及び情報発信

各種会議やインターネットを活用し、情報の交換を行い、お互いの資質向上を図るとともに、社会に向けて本会の存在の意義を広報する。

#### 5 (仮称) 令和3年度全国自治会連合会広島県福山大会の開催

開催日 令和3年11月11日(木)

場 所 ふくやま芸術文化ホール(リーデンローズ)大ホール 等

#### 6 叙勲候補者及び総務大臣表彰候補者の選考

選考委員会において、叙勲候補者及び総務大臣表彰候補者を選考する。

#### 7 組織の活性化及び人材の育成

行政機関や国会議員、全国の地域活動団体等と連携し、自治会等地縁団体の献血への協力をはじめとした各種活動を支援し活性化を図る。

#### 8 常任理事会及び理事会(総会)の開催

常任理事会を開催し、理事会への付議議案の事前審査、本会会長表彰被表彰者の選考及び重点施策の進捗状況の評価等を行う。

理事会(総会)を開催し、付議議案の審議及び承認を行う。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急性を踏まえ、常任理事会及び理事会とともに、書面表決やウェブ会議システムを活用した開催等を検討し、対応するものとする。

#### 9 国及び関係機関に対する政策提言及び要望活動

本会加入団体からの政策提言及び要望等を取りまとめ、該当する国等関係機関に提出し、内容の実現に向けて折衝する。

#### 10 北方領土返還要求運動の推進

北方領土問題が一日も早く解決されるよう国や地方公共団体、関係団体と一丸となって粘り強く返還運動に取り組み、国民の意識を喚起するとともに、北方領土返還要求全国大会への参加や署名活動への協力を行う。

#### 11 全国知事会、全国市長会及び全国町村会との連携の強化

本会が計画する活動推進のため、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等関係機

関との連携を強化する。

## 12 女性部会（仮称）設立に向けた検討

自治会等地縁団体における女性活躍の推進と機会の創出を目的として、女性部会（仮称）の設立に向けた検討を進める

（※）SDGs（エスディーゼズ、持続可能な開発目標）とは

Sustainable Development Goalsの略。

国連で決めた2030年までに世界をよりよくするための目標のことで、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困や気候変動、ジェンダーなど、17のゴールと具体的な169項目のターゲットを設定している。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年度 全国自治会連合会 収支予算

【収入の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1 年会費	1,102,500	2,205,000	△ 1,102,500	35,000円×31組織 17,500円×1組織
2 大会分担金	1,575,000	0	1,575,000	50,000円×31組織 25,000円×1組織
3 繰越金	2,771,545	1,215,710	1,555,835	前年度繰越金
4 雑収入	955	290	665	預金利息・バッチ代等
計	5,450,000	3,421,000	2,029,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1 会議費	2,375,000	800,000	1,575,000	会議費合計
① 負担金	2,075,000	500,000	1,575,000	全国大会負担金
② 会議費	300,000	300,000	0	理事会等会場費、お茶、弁当代
2 事務費	390,000	221,000	169,000	事務費合計
① 消耗品費	60,000	40,000	20,000	事務用品代
② 印刷製本費	200,000	100,000	100,000	賞状印刷、筆耕料等（2年分）
③ 通信費	100,000	51,000	49,000	郵便代、レタックス料、振込手数料等
④ 委託料	30,000	30,000	0	議事録テープ起こし代
3 事業推進費	2,130,000	1,960,000	170,000	事業推進費合計
① 渉外費	640,000	620,000	20,000	会長の関係機関訪問旅費等
② 加入促進費	520,000	520,000	0	加入促進活動、ウェブサイト管理費
③ 事務局活動費	970,000	820,000	150,000	事務局員旅費等
4 慶弔費	80,000	80,000	0	慶弔費
5 雑費	20,000	20,000	0	雑費
6 予備費	455,000	340,000	115,000	
計	5,450,000	3,421,000	2,029,000	

※項目間の流用を認める。

1	収入総額	5,450,000円
2	支出総額	5,450,000円